

# 君津市ネーミングライツ契約書

君津市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、甲が所有する〈施設名〉〇〇〇〇に対する施設命名権及びこれに付帯する諸権利等（以下「ネーミングライツ」という。）の導入に関して、以下のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

（対象施設）

第2条 対象施設は、次のとおりとする。

施設名	所在地	区分	数量	備考
			m <sup>2</sup>	

（契約期間）

第3条 本契約の契約期間は、 年 月 日から 年 月 日までとする。

2 愛称の使用期間は前項の本契約期間と同様とし、第14条の規定により、契約期間が満了する前に、本契約が終了した場合は、愛称の使用期間も終了する。

（契約金額）

第4条 本契約に基づく契約金額は、下表のとおりとする。

期間	金額
年 月 日から 年 3月31日まで	円
年 4月 1日から 年 3月31日まで	円
年 4月 1日から 年 3月31日まで	円

（契約金額の支払及び延滞金）

第5条 乙は、前条に定める金額を、契約期間中の各年度に甲の発行する納入通知書により、甲が指定する期日までに甲に納入しなければならない。

2 乙が、前項に規定する期日までに前条第1項に規定する金額を納付しないときは、君津市税外収入金の徴収に関する条例第3条に規定する方法により得た額を延滞金として甲に支払うものとする。

（ネーミングライツ）

第6条 甲は、乙に対して、対象施設のネーミングライツを付与する。この場合、乙の定める対象施設の名称は愛称とし、対象施設の正式名称はこれを変更しない。

2 対象施設の愛称は次のとおりとする。

「〇〇〇〇」

3 乙は対象施設のネーミングライツを付与されていることを、乙の管理する媒体（ホームページ、出版物等）で表示することができる。

（施設命名権に付帯する諸権利等）

第7条 甲が、本契約に基づき乙に提供する諸権利等（以下「パートナーメリット」という。）は、次に掲げるとおりとする。

(1) 愛称掲出権：君津市ホームページ、広報紙、パンフレット、封筒等

(2) 施設内外看板への広告掲出権

(3) 企業の販売促進物品の頒布権：受付窓口、事務室前、書類ラック等

（愛称表示サイン等の変更）

第8条 乙は甲と協議の上、対象施設の施設及び敷地内に新たに愛称表示サイン（以下「サイン」という。）を設置することができるものとする。

2 サイン設置工事は、乙が実施するものとし、その費用は乙の負担とする。

3 本契約終了時は、乙の費用負担により、原状回復するものとする。

4 甲は、甲以外の第三者が設置した対象施設外のサインについて、当該第三者に対し、第6条の愛称に基づくサインの変更の申し入れに協力することとするが、当該変更に係る費用負担はしないものとし、当該第三者がサインの変更に応じなかった場合にも、乙に対してその責めを負わない。

（サインの管理）

第9条 サインの修繕等、維持管理に要する費用については、乙が負担するものとする。

（ネーミングライツの周知）

第10条 甲は、対象施設のネーミングライツに対する市民及び施設利用者への周知と理解を図るため、あらゆる機会を利用して、愛称の普及及び定着に努めるものとする。

（知的財産権の無償使用）

第11条 乙が、愛称に関して知的財産権（知的財産基本法（平成14年法律第122号）第2条第2項に規定する権利をいう。以下同じ。）を取得した場合には、乙は、甲がこれを無償で使用することを認める。

2 知的財産権の無償使用に関する具体的な条件については、甲乙の協議により別途定めるものとする。

（損害賠償）

第12条 甲及び乙は、その責めに帰すことができない事由による場合を除き、本契約を履行しないため又は履行に瑕疵があり、相手方に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（第三者に及ぼした損害）

第13条 業務の履行に関し第三者に及ぼした損害について、当該第三者に対して損害の賠償を行わなければならないときは、乙がその賠償額を負担する。

2 前項の規定にかかわらず、賠償額のうち、甲の指示、貸与品等の性状その他甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲がその賠償額を負担する。ただし、乙が甲の指示又は貸与品等が不適當であること等甲の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りではない。

(契約解除権)

第 14 条 乙について、法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為として本契約の継続が困難な状況が発生したと甲が判断したときは、甲は本契約を解除することができる。

2 前項に定める契約解除を甲が行ったときは、乙は当該解除の日を含む契約年度に係る契約金額の返還を請求することができない。

3 災害その他の不可抗力等、甲乙双方の責めに帰し得ない事由により契約に定める義務を履行できない場合、甲は既に支払われた契約金額のうち未履行分について、日割りによる計算の上、乙に速やかに返還することとする。

4 前項及び第 2 項の場合にあつては、乙の費用負担により、第 8 条の規定により設置したサイン等の原状回復を行うものとする。

(有益費等の放棄)

第 15 条 本契約が終了したとき、又は甲が前条に定める解除権を行使したときは、乙は乙の支出した有益費及び必要費等があつてもこれを甲に請求することはできない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第 16 条 乙は、本契約により生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

2 前項に対する違反があつた場合には、甲は第 14 条第 1 項に基づき契約を解除できる。

(業務妨害又は不当要求に対する措置)

第 17 条 乙は本契約にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。

(1) 暴力団等（暴力団対策法第 2 条に規定するものをいう。）から業務妨害又は不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。

(契約の費用等)

第 18 条 本契約の締結に必要な費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、業務の実施に関し知りえた秘密を他に漏らしてはいけない。

2 前項の規定は、本契約の終了または解除の後も効力を有する。

(個人情報の保護)

第 20 条 本契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(疑義に関する協議)

第 21 条 本契約の内容に関し、疑義が生じた場合には、甲乙の協議により解決するものとする。

(裁判管轄)

第 22 条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する地方裁判所をもって管轄裁判所とする。

本契約の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 年 月 日

(甲) 住所又は所在地 千葉県君津市久保 2 丁目 1 3 番 1 号  
商号又は名称 君津市  
代表者名又は氏名 市長 石 井 宏 子 印

(乙) 住所又は所在地  
商号又は名称  
代表者名又は氏名 印

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (個人情報の取扱い)

第1条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、君津市個人情報保護条例（平成9年君津市条例第3号）の趣旨にのっとり、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2条 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (従事者等への周知)

第3条 受注者は、この契約による事務に従事している者に対し、当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知しなければならない。

#### (適正な管理)

第4条 受注者は、個人情報の適正な管理を行うため、個人情報管理責任者を定め、この契約による事務に係る個人情報の改ざん、き損、漏えい及び滅失の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### (収集の制限)

第5条 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を収集するときは、当該事務を処理するために必要な範囲内で適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

#### (使用等の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を当該事務の処理以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。

#### (複写等の禁止)

第7条 受注者は、発注者の指示又は承諾がある場合を除き、この契約による事務を処理するために発注者から貸与された個人情報が記録された文書等を複写し、又は複製してはならない。

#### (再委託の禁止)

第8条 受注者は、この契約による事務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾がある場合を除き、第三者に取り扱わせてはならない。

#### (文書等の返還等)

第9条 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から貸与され、又は受注者が収集し若しくは作成した個人情報が記録された文書等をこの契約の終了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が特に指示したときは、その方法によるものとする。

#### (事故発生時における報告)

第10条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (契約の解除及び損害賠償)

第11条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。